
Immigration Lawyer Office

行政書士
三浦国際事務所

設立理念

行政書士三浦国際事務所は、皆様と行政をつなぐパイプ役として、千葉県千葉市に設立されました。

「契約の法的安定サポート」「個人・法人様の利便性の促進」を設立の理念として掲げ、高度で専門的な法務判断と総合的な付加価値をご提供できる体制を整えるよう努めております。

行政書士は、10,000種類以上の幅広い法務手続きを行える行政の専門家です。

その中でも、各種書類作成は行政書士の主要業務であり、行政書士は、書類作成のプロフェッショナルとして契約の法的な安定を保持する存在です。

当事務所では、行政書士の専門性を活かし、ご依頼者様にご満足していただけるサービスを提供するためには何が必要かを考え、常に新しいチャレンジを心がけております。

当事務所は、各種書類作成を通じ、日本の発展をサポートして参ります。

ご挨拶



行政書士三浦国際事務所、代表行政書士の三浦です。

私は、大学を卒業後、2度の留学、海外語学学校勤務、世界5大陸約30ヶ国100都市以上へのバックパッカー旅を経験し、日本と世界をつなぐ仕事がしたいと考え、行政書士を目指した経緯がございます。

行政書士試験は2度の不合格となりましたが、周囲の方のご支援のもと、3度目の受験で合格をつかみ、その後、千葉県千葉市に事務所を構えることができました。

行政書士試験に数度不合格となったことで、行政書士としての生き方に強い想いと誇りを感じることができたと思います。

作成を代行させて頂く各種書類は、ご依頼者様の様々な想いが込められているかと思われます。ご依頼者様のその想いに寄り添えるような書類作成を心がけさせていただきます。

行政書士三浦国際事務所では、十分な法知識と経験を活かし、ご依頼者様の利益を最優先に考え、サポートさせて頂ける基盤作りを進めております。

各種書類作成に関しまして、ご不明点や疑問点がございましたら、お気軽にご相談くださいませ。

当事務所3つのお約束

①ご報酬の明確なご案内

ご依頼時に明確にご報酬をご提示させていただきます。当事務所のご案内は、税込み表示となり、追加で不透明な費用が発生することはございません。

②原則3日以内ご納品

当事務所では、原則としてご依頼から3日以内に原案をご共有させていただきます。また、最短1日でご共有させて頂くお急ぎプランもご用意させていただいております。

③書類作成専門行政書士ご担当

契約書や誓約書、示談書、離婚協議書、内容証明郵便作成など、それぞれの記載方法や形式に沿った書類を丁寧に作成させていただきます。

事務所

行政書士三浦国際事務所

代表行政書士 三浦 哲郎 (申請取次行政書士)

(千葉県行政書士会所属・登録番号 第18100898号)

CONTACT

TEL : 043-400-0191

MAIL : tabijoy@allworldtraveler.net